

インボイス制度に関する申請書等の提出先及び様式変更等について
(令和 8 年 6 月 国税庁)

1 インボイス制度に関する申請書等の書面による提出先

【令和 8 年 9 月 23 日 (水) まで】

これまでと同様、管轄の各国税局(沖縄国税事務所)のインボイス登録センター宛に提出願います。

インボイス登録センターの所在地(提出先)については、国税庁ホームページに掲載していますが、札幌国税局インボイス登録センターにつきましては、次のとおり令和 8 年 7 月 13 日(月)に移転しますので、提出の際は特にご留意ください。

移転時期及び提出先住所	
令和 8 年 7 月 12 日(日)まで 〒063-8540 札幌市西区発寒 4 条 1 丁目 7 番 1 号	令和 8 年 7 月 13 日(月)以降 〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 (札幌第 2 合同庁舎)

【令和 8 年 9 月 24 日 (木) 以降】

管轄の各国税局(沖縄国税事務所)の業務センター宛に提出願います。

なお、業務センターの所在地(提出先)については、令和 8 年 7 月 1 日(水)に国税庁ホームページへ掲載いたしますので、あらかじめご確認ください。

(注)令和 8 年 7 月 10 日(金)からは、全税務署が内部事務のセンター化の対象署となります。

2 インボイス制度に関する申請書等の様式変更

令和 8 年 6 月以降、インボイス制度に関する申請書等を含む国税関係の各種様式が変更となります。

変更後においては、新様式(A I - O C R 様式)により提出するよう願います。

3 インボイス制度に関する申請書等の早期提出のお願い

K S K 2 の導入に伴い、令和 8 年 9 月 19 日(土) 0 時から 9 月 24 日(木) 8 時 30 分の間においては e-Tax が利用できないほか、導入前後の作業等の影響により、通常期に比して、インボイス登録等の処理に時間を要する場合があります。

このため、インボイス制度に関する申請等を予定している場合には、利用停止期間も踏まえた上で、余裕を持って手続きを行うよう願います。

(参考) 国税庁ホームページ リンク集

- ・ 各局(所)インボイス登録センターのご案内

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/inv
oice_yuso.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/inv
oice_yuso.htm)

- ・ 税務署の内部事務のセンター化について

https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm

- ・ 国税システムの更改について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>